令和９年度当初予算編成方針

Ⅰ　予算編成基本方針

１　現状について

（１）当市を取り巻く環境について

昨今の景気の状況は、内閣府がまとめた本年９月の月例経済報告において、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される」としながらも、「中東情勢や自然災害の影響、また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」としています。また、本年９月に公表された新潟県の経済動向によれば、県内経済の概況は、「原材料価格等の上昇による影響などがみられるものの、持ち直している。」としています。

国政では、令和８年７月２１日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針２０２６」（以下「骨太の方針２０２６」という。）において、「責任ある積極財政」の考え方の下、「危機管理投資」や「成長投資」を大胆に進め、中長期的な成長力強化につなげるとしています。また、持続可能な経済社会の構築を目指し、「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」をバランスよく同時に実現するとしています。

「強い経済」の実現に向けた戦略的投資・分野横断的な取組として、「日本成長戦略の推進」や「成長基盤の強化」、「強い地域経済の構築」等を推進するとしています。具体的には、１７の戦略分野における６２の主要な製品・技術等への施策パッケージの実行やスタートアップへの支援、ＡＸ（ＡＩトランスフォーメーション）／ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずる「地域未来戦略」の推進、賃上げ環境の整備、農林水産業の構造転換による成長産業化等に取り組むとしています。また、国民の安全・安心の確保のため、防災・減災・国土強靭化を推進するとしています。

「財政の持続可能性」については、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換を図るとともに、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を、予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に「『強く豊かな日本』投資枠」を創設するとしています。また、補正予算は真に緊要性の高い施策に限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する「補正予算依存からの脱却」を目指す等、予算編成の抜本的な見直しを図るとしています。

持続可能な地方行財政基盤の強化に向けては、地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じないよう、一般財源の総額を確保し、必要十分な地方財政措置を講ずるとしています。こうした国政の動向に対し、変化に取り残されることのないよう適宜適切に対応していくことが求められています。

（２）令和７年度決算について

令和７年度の実質単年度収支（※財政調整基金の積立て・取崩しの影響を除いた収支）は４年ぶりの黒字となりました。その主な要因として、普通交付税の追加交付や市税及び地方消費税交付金の上振れ見込みに伴う財政調整基金積立金の大幅な増額に加え、当初予算での歳入歳出差引額の圧縮や、過年度に収入した国県支出金の歳入超過分に対する精算還付金の減、除雪費の減等により財政調整基金の取崩しを抑制し、収支が改善したためです。結果、財政調整基金は対前年度比で約２．５億円の積み増しを行いました。

ただし、収支が改善したとはいえ、財政調整基金の令和７年度末残高は、当市の健全財政維持の目安としている３０億円を下回ったままであり（図１参照）、財政健全化への道のりはまだ途上です。現状に甘んじることなく、引き続き財政規律の堅持と持続可能な財政運営の維持に継続して取り組む必要があります。

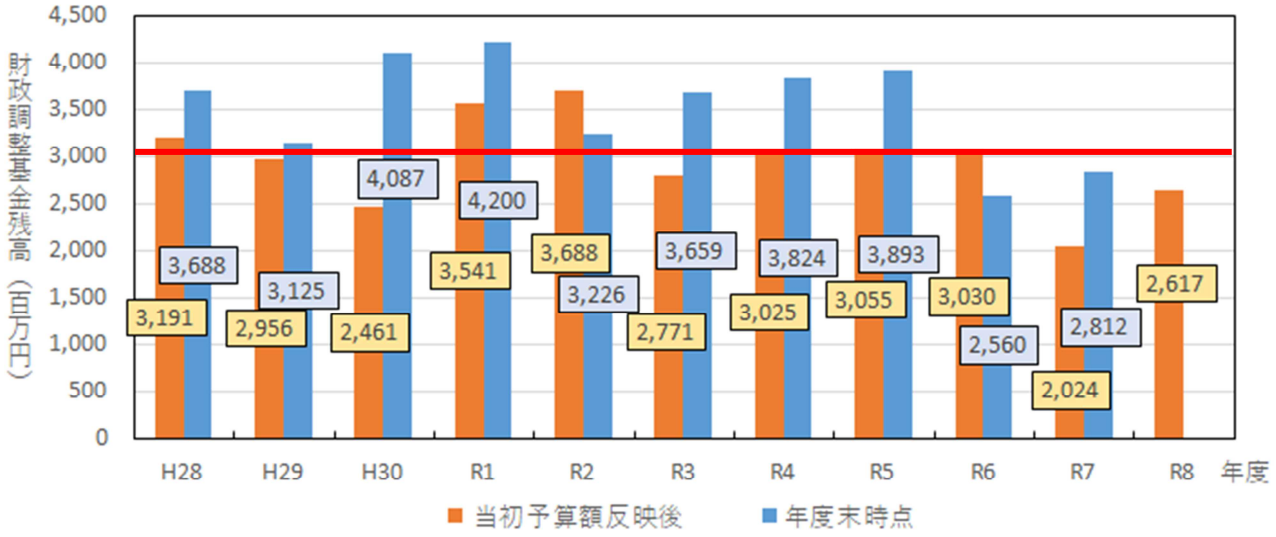


図１　財政調整基金残高（当初予算額反映後、年度末時点）の推移

※ 赤線は残高３０億円を示す。

（３）令和９年度の収支見込みと将来の見通しについて

歳出では、令和８年度の人事院勧告において、国家公務員の月給の上昇率が２年連続で３％超の増額（＋３．５１％）と勧告されたことを受けて、当市においても人件費の大幅な増加が見込まれています。また、原油価格の高騰や物価高、賃金上昇、金利上昇といった影響に加え、老朽化が進む公共施設に対する大規模改修費用の増加、そして社会保障関連経費の増加等が見込まれています。

一方、歳入では、民間での賃上げが進んだこと等により、市税等において堅調な伸びを見込むものの、令和９年４月１日から開始予定の「飲食料品の消費税率の引下げ」により、地方消費税交付金を始めとする市の歳入にどの程度の影響を及ぼすか、先行きが全く見通せない状況です。

令和７年度決算に見られたように、市税等の一般財源が増加傾向に転じつつあるとはいえ、「継続的な物価上昇」のほか、「労働人口の減少」及び「社会全体の高齢化」といった人口構造の変化は、日本全体のメガトレンドであり、そう簡単に変わるものではありません。今後、当市の人口、特に生産年齢人口は大きく減少するものと推計されており（図２参照）、これに伴う市税及び各種料金収入の減少と、それに連動する財政規模の縮小は喫緊の課題となっています。

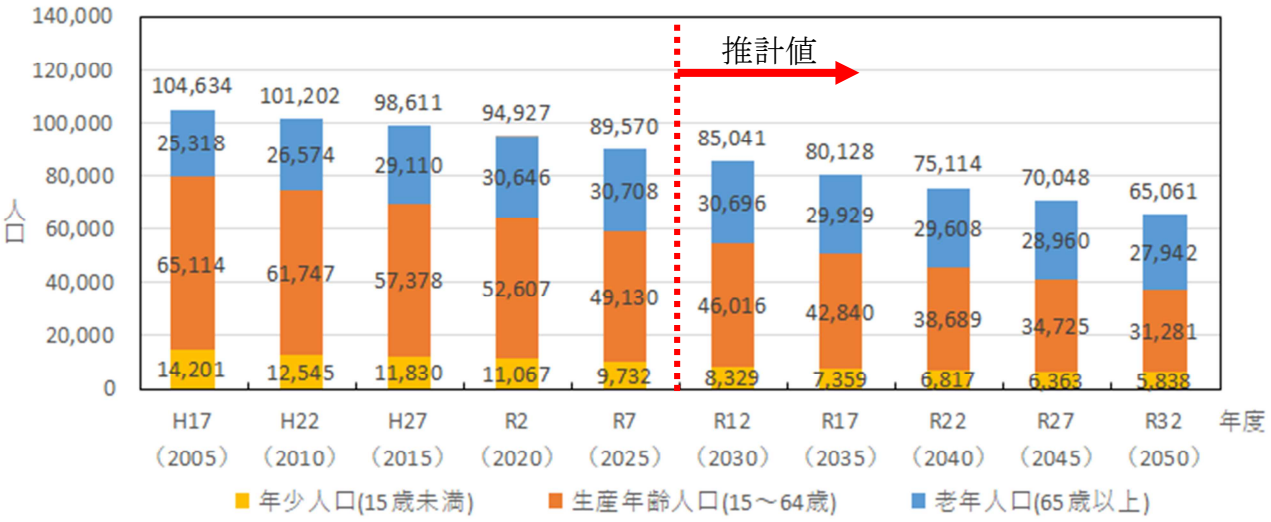


図２　当市の総人口の推移（出典：国勢調査、※１、２）

※１　令和１２年（２０３０年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を記載。
※２　平成１７年から令和２年は年齢不詳者を含むため、合計と内訳の総数が一致しない。

（４）令和９年度当初予算について

当市の財政状況や将来の厳しい見通しを十分認識した上で、国が掲げる「責任ある積極財政」に基づく新たな取組に呼応するとともに、「『強く豊かな日本』投資枠の創設」や「補正予算依存からの脱却」といった、国の新たな予算編成スキームに対応していく必要があります。また、物価高騰や賃金上昇、金利上昇等による財政需要の拡大や、人口減少や人口構造の変化等に起因する諸課題に真正面から向き合い、時代の変化に追随した事業の組立て・見直しに真摯に取り組まなくてはいけません。

大雪や大規模災害にも耐えうる「持続可能な健全財政」を堅持するため、令和９年度も引き続き財政調整基金を積み増し、「財政調整基金の年度末残高３０億円」の水準を安定的に確保していく必要があります。そのためにも、基金への過度な依存をやめ、当市の事務事業全般について聖域を設けることなくゼロベースで見直しを行いつつ、「何を残して何をやめるか」の議論を避けることなく、時代にそぐわない事業の徹底的な見直しを行います。

一方、「新発田市まちづくり総合計画」（以下「総合計画」という。）に掲げる将来都市像である「住みよいまち日本一　健康田園文化都市・しばた」の実現に向け、重要な施

策の選択肢を確保し、こども・子育て施策の充実や健康寿命の延伸、ゼロカーボンシティの実現といった、当市独自の「未来への投資」を継続していかなければなりません。「持続可能な健全財政の堅持」と「未来への投資」を両立させるため、有利な財源の徹底的な活用に加え、新たな事業（ビルド）への財源を捻出するために事業・経費の不断の見直し（スクラップ）を行う「ビルド&スクラップ」を強力に推し進めます。予算編成全体を通じて、各事務事業に対する「選択と集中」を徹底し、限りある一般財源を効率的・効果的に最適配分することで、地域の課題解決に対する最適解を示していくことが求められます。

2　予算編成の基本的な考え方について

（1）要求の範囲

継続的、計画的に実施する事務事業に新規事業を加えた予算額を把握するため、この通知による要求額の範囲は、通年予算を基本とした現行の制度や計画に基づく全ての経費を対象とします。年間所要額を適切に見積もることとし、国・県の制度改正若しくは補助内示に伴うもの、又は、緊急かつ重要な事業の発生に伴う経費以外の予算の補正は、原則、認めないものとします。

予算要求に当たっては、必要最小限の要求額に絞り込み、過大な見積りを行うことのないよう留意してください。特に、明細等の内容が不明確な要求は認められませんので、十分な根拠をもって積算してください。

（2）要求の区分

予算要求については、例年の「一次要求経費」、「二次要求経費」に加え、「三次要求経費」の三区分で実施します。

- 一次要求経費：「人件費（固定経費）」及び「経常経費（運営経費）」
- 二次要求経費：「政策経費（事業経費）」及び「特別会計に属する経費」
- 三次要求経費：選挙公約を反映させるための「新規・拡充事業経費」

（3）優先度の視点

当市では、総合計画で示す将来都市像「住みよいまち日本一　健康田園文化都市・しばた」を実現するため、５つの基本目標（「生活・環境」、「健康・医療・福祉」、「教育・文化」、「産業」、「市民活動・行政活動」）を掲げるとともに、まちづくりの４つの視点（「健康長寿」、「少子化対策」、「産業振興」、「教育の充実」）を踏まえ、各施策を展開しています。また、令和６年度に一体的見直しを行った総合計画及び「新発田市デジタル田園都市構想総合戦略」に基づき、「地方創生の実現」、「人口減少対策」、「ＤＸの推進」、「広域

連携の推進」といった新たな視点や、ゼロカーボンシティの実現や食の循環によるまちづくり等の「ＳＤＧｓの推進」についても、戦略的に推進します。

令和９年度当初予算では、上記取組のほか、総合計画の行政評価結果を活用して定める「新発田市取組方針」に基づく取組や市長指示事項等を【優先度の視点】として、２（２）に示す三区分による編成を行い、令和９年１月に実施予定の市長査定を経て確定します。なお、【別枠実施】としている下記の経費については、後述するシーリング（予算の上限設定）の対象外とします。

【優先度の視点】

・新発田市まちづくり総合計画（新発田市デジタル田園都市構想総合戦略）
・新発田市取組方針
・市長指示事項等

【別枠実施】

・新市長の選挙公約（三次要求経費のみ）

（４）予算の重点化とゼロシーリングの実施

先述のとおり、令和９年度当初予算は国の新たな予算編成スキームへの対応や財政調整基金への積み増し、「ビルド＆スクラップ」の徹底といった要因等により、大変難しい編成になるものと見込んでいます。

物価高騰や賃金・金利の上昇等にもしっかりと対応し、健全財政の堅持と持続可能性を確保しつつも、新たな事業への財源を捻出し、当市独自の「未来への投資」を継続するため、一次要求経費・二次要求経費ともに、前年度裁量経費の一般財源額を基準としたゼロシーリングによる予算編成を実施します。これに加えて、臨時的経費の圧縮や有利な財源の徹底的な活用等により、全体予算の中で事業内容を精査し、財政調整基金の取崩しの更なる抑制を目指します。

各課等においては、現在の財政状況や将来の厳しい見通しに対して当事者意識を持ち、経常経費の自発的な抑制や臨時的経費の精査・圧縮について積極的に検討してください。また、「現状の取組をそのまま継続することや、何の創意工夫も歳出削減の努力もなく新しい取組を始めることは不可能である」ことを強く認識し、各現場からの視点や費用対効果の観点等から優先度を見極め、予算要求に臨んでください。

なお、国は予算編成の抜本的な見直しを進めており、その考え方が従来までと大きく変わっています。骨太の方針２０２６において「予算編成過程で整理・検討する」とされる事項が多岐にわたるため、各省庁が示す概算要求資料等を例年以上に読み込み、各事業の方針変更の有無等について徹底的に確認してください。また、国・県から提供される通知等の内容を十分理解した上で、事業の制度設計を再点検し、要求額を精度高く見込むとともに、国県支出金等の特定財源を徹底的に活用してください。

なお、国の「補正予算に頼らない予算編成方針」については、国の方針が示された段階で適切に反映させます。

3　一次要求経費の見積り方針について

（1）要求の上限

物価高騰や人件費、労務単価の上昇等の影響が収支を圧迫している状況にあることから、経常経費の要求については、事業内容や運営方法の見直し等、徹底した無駄の排除に継続して取り組むこととし、令和８年度当初予算における各課等の一般財源額を要求上限額とします。

前年度同様、人件費（会計年度任用職員に係る経費を含む。）、法令による負担義務のある扶助費、一部事務組合負担金、特別会計への繰出金等（ただし、特別会計の事務経費に対する繰出金の一部を除く。）、交際費及び予備費のほか、前年度に臨時的な経費が発生し、一時的に増加した経費がある場合は、これを控除した額を要求上限額とします。また、令和９年度当初予算からは、「地域おこし協力隊」の雇用・活動・募集等に要する経費（ただし、特別交付税で満額措置されるものに限る。）についても、要求上限額から控除します。

別紙「④予算編成事務要領」を参照し、資料１－１「令和９年度当初予算要求上限一覧（確認用）」で予算要求上限額を確認してください。これらを踏まえ、資料１－２「令和９年度当初予算要求上限一覧」及び資料２－１「令和９年度当初予算要求一覧（一次要求経費）」を作成し、上限額の範囲内で要求してください。

なお、経費の増加が見込まれる場合においても、課長等のマネジメントによって、予算要求上限として示された一般財源額の範囲内で調整を図ってください。ただし、要求上限額は一次と二次の要求区分間の調整を認めることとします。

（2）経常経費の圧縮について

当市では、経常収支比率（※経常的経費に充当する経常的収入の比率で、財政の弾力性を示すもの）が上昇傾向にあり、「財政の硬直化」が進行しています。

財政の健全性を維持・向上するには、経常経費の圧縮が喫緊の課題であることから、安易に前年度と同様の積算をするのではなく、義務的な経費以外は徹底した見直しを行ってください。

（3）通年経費の見積りの徹底について

２（１）に記載のとおり、通年経費の適切な見積りを徹底してください。年度途中の予算の補正は、制度改正に伴うものや計画変更に伴うもの、災害関連に伴うもの等、真

にやむを得ないもののみを対象とします。年度途中の補正や予算流用ありきの要求とならないよう、十分注意してください。

4　二次要求経費の見積り方針について

（１）要求の上限

一次要求と同様、政策経費の要求については、令和８年度当初予算額における各課等の一般財源額を要求上限額とします。ただし、人件費（会計年度任用職員に係る経費を含む。）、法令による負担義務のある扶助費、特別会計への繰出金等（ただし、特別会計の事務経費に対する繰出金の一部を除く。）、公債費、「地域おこし協力隊」の雇用・活動・募集等に要する経費（ただし、特別交付税で満額措置されるものに限る。）のほか、前年度に臨時的な経費が発生し、一時的に増加した経費がある場合は、これを控除した額を要求上限額とします。

３（１）と同様、別紙④を参照の上、資料１－１で予算要求上限額を確認してください。これらを踏まえ、資料１－２及び資料２－２「令和９年度当初予算要求一覧（二次要求経費）」を作成し、上限額の範囲内で要求してください。

（２）政策経費（事務事業）のゼロベースでの見直し

政策経費については、特に２（３）及び（４）で記載した「優先度の視点」や「予算の重点化」を強く意識し、事務事業の見直しを検討してください。

また、分野横断的な事業（※新規提案を含む。）については、各課等で横連携し、事業内容の整合を図った上で要求してください。

（３）経費分類別の要求基準

① 社会保障関連経費（生活保護、自立支援、介護、子育て等）は、制度改正による影響額のほか、対象者数の自然増を加算した範囲内での要求を認めることとします。その際、対象者数や単価について根拠を明確に示してください。
ただし、市単独の上乗せ事業等はこの限りではなく、シーリングの対象経費とします。
制度改正の動向や他市の状況等を調査し、制度そのものの経緯や継続の合理性を十分に検討した上で、自己負担額や支給基準の見直し又は事業の廃止等についても検討し、所要額を適正に見積もってください。

② 新規事業提案と「ビルド＆スクラップ」の徹底について

（ア）新規事業提案については、原則、「優先度の視点」や「予算の重点化」に基づいた、施策の進捗又は課題解消のために真に必要かつ計画的な取組に限定します。

（イ）財政状況に鑑み、新規事業提案（ビルド）に当たっては、原則、既存事業の廃止・見直し（スクラップ）のほか、歳入の確保を図ること等による、一般財源負担の

縮減を強く求めることとします（ただし、大規模施設整備に係る新規事業提案を除く。）。提案書の様式に「統合・廃止する事務事業」と「捻出される一般財源額」の記入欄がありますので、新規事務事業等を検討する際、単に事業費の増額による提案のみとせず、類似の事務事業の統合・廃止等について検討を行い、その一般財源負担の縮減効果を数量的に明記してください。詳細は、後述する「新規事業提案に係る提案書の提出について」及び「事務事業の見直しについて」を参照してください。

（ウ）後年度の負担を伴う事業については、必ず当該負担見込額を明らかにするとともに、類似・先行事例等がある場合は比較分析し、適切な見込みであるかの検証を行ってください。

（エ）次の点についても十分留意してください。

・事業実施による効果を客観的な指標等で分析すること。
・事業実施のための財源について十分な検討を行うこと。
・他課等の事業を含め、類似の事業がないか確認すること。

５　一次・二次要求経費の共通事項について

（１）要求上限額の厳守について

先述のとおり、大変厳しい財政運営を行わなければならない状況にあることを認識し、一般財源に対する要求上限額の範囲内での要求を徹底してください。ただし、個々の事務事業ごとに要求額の上限を設定するものではありません。後述する「事務事業の見直しについて」の観点を踏まえ、それぞれの現場が抱える課題に対し、事務事業ごとに予算を増減させる等のメリハリをつけながら、市民の安心・安全、そして未来を拓く成長の原動力にどうつながるのか、といった視点から、十分に議論を尽くしてください。

事業量の増加や、臨時的な経費の発生により一時的に増加する経費がある場合についても、課長等のマネジメントにより、上限額の範囲内での要求を徹底してください。

（２）市長指示事項等の徹底について

令和８年度当初予算編成における市長査定での指示事項や財務課からの示達事項等、実施に条件が付いている事業については、その条件が達成されていることを要求の要件とします。指示等が達成できていない事業については、原則、要求を認めません（令和８年３月２５日付け財第１４１８号「令和８年度当初予算編成における市長査定の結果について」参照）。

（３）臨時的経費の精査と平準化について

投資的経費や数年に一度の大額経費、２（３）で【別枠実施】とした事業等（以下「臨時的経費」という。）については、単年度の予算編成の中で調整することは適切ではないため、要求上限額の対象外とします（詳細は予算編成事務要領１（１）参照)。

ただし、別枠要求となる臨時的経費についても、重要性・緊急性・計画性等の観点から内容を十分に精査し、事業費の平準化を図った上で予算要求を行ってください。大変厳しい財政運営が見込まれる上、一般財源の収支不足を調整するための財政調整基金残高が減少している中、経常経費・臨時的経費といった区分を問わず、際限なく予算措置をすることはできません。財政調整基金残高が安定的に３０億円の水準を維持・確保できるまでの間、真にやむを得ない場合を除き、臨時的経費についても必要最低限の要求となるよう、事業費の精査を徹底してください。

（４）前倒し実施事業の取扱いについて

令和７年度において、令和８年度事業を前倒しして実施した場合は、例外的に、これを令和８年度当初予算額（令和９年度要求上限額）に加算できることとします。

一方、令和８年度において、令和９年度計画事業を前倒しして措置した事業がある場合は、原則、令和９年度における更なる前倒し要求を認めないこととします。

（５）新規事業提案に係る提案書の提出について

新規事務事業等については、みらい創造課から別途通知される基準等に従って「提案書」を作成し、提出してください。また、財務課とのヒアリングの際に、提案書の写しを１部提出してください。

なお、政策判断を伴う事業については、まちづくり戦略会議での方針決定が必須です。方針決定がなされていない新規・拡充事業は予算措置ができませんので、予算編成業務の支障とならないよう、遅くとも１１月中には実施の可否についてまちづくり戦略会議に諮ってください。

（６）将来負担の比較検討について

施設の新築・更新・改修や委託契約、物品等の新規購入・更新・切替えに際しては、当該年度の金額だけでなく、後年度に必要となる所要経費と財源を見込み、イニシャルコスト、ランニングコストを含めた５年間における総額により比較検討した上で要求してください。

（７）任意性のある負担金等の要求について

市に裁量（任意性）のある負担金及び補助金（以下「負担金等」という。）についても、シーリングの対象経費として扱います。実施の必要性や負担金等の額が適正であるか等、その妥当性を常に検証し、廃止を含む継続の是非を検討してください。特に、各負担金

等の最終的な受益者である市民の人口が減り続けていること等を念頭に、関係団体での事業規模の適正化を促すとともに、関係団体にも応分の創意工夫を求める等、負担金等の縮小・廃止について粘り強く協議してください。

（８）不用残の削減について

予算の効率的な執行の観点から、不用残が多く生じた事務事業においては、安易に前年度同額の予算要求とせずに、聖域を設けることなく真に必要な経費を精査し、適正に必要額を見積もってください。過去３か年において継続して不用残が多い予算科目については、予算編成過程において検証します。

なお、不用残の検証や、後述する事務事業の見直しにより生み出された削減額については、まちづくりの４つの視点（健康長寿、少子化対策、産業振興及び教育の充実）に分類される各事業へ重点配分を行うほか、財政調整基金からの取崩しを可能な限り抑制する等、一般財源の有効活用を図ることとしています。各課等でも検証を徹底し、真に必要な予算額の精査に努めてください。

（９）施設カルテを踏まえた要求額の精査について

令和８年１０月５日付け財第１０４７号により、施設所管課等に対し、令和７年度決算を踏まえた施設カルテの作成を依頼しました。施設カルテにより可視化される各施設の利用状況や維持管理の実態を踏まえ、当該施設の今後のあり方や施設管理の方向性について検討を進めるとともに、施設の維持管理経費の見直し・最適化を進め、要求額の精査を行ってください。

(10) 安易な要求訂正の抑止と訂正時の連絡について

要求期間終了後の要求訂正については、財務課での修正作業が煩雑となり、予算編成業務に支障が生じます。要求訂正を前提とした安易な対応は、厳に慎んでください。やむを得ず要求訂正を行う場合でも、訂正内容が記録や形に残るよう、メール等での連絡を徹底してください（要求訂正の際に用いる資料は、任意様式で構いません）。口頭や電話のみで連絡を行う場合、訂正内容の適切な反映が出来ない可能性があります。

なお、予算要求や要求訂正の連絡がない予算については、財務課で勝手に措置することはありません。予算編成期間中に単価等が変更となった経費（例：シルバー人材センターの作業単価等）について、要求額への反映を希望する場合は、必ず要求訂正の連絡を行ってください。その際、要求訂正に伴う増額も含めて、要求上限額を厳守する点に十分留意してください。

(11) 本庁舎周辺における公用車の一元管理の実施について

令和８年６月１８日付け総第１０４９号で通知されたとおり、本庁舎周辺に集積する公用車については、令和９年度から総務課が一元管理を行います（※一部、対象外の車

両あり)。令和９年度の車両運行・維持・管理に必要な経費（例：燃料費、修繕料（車検や法定点検費用を含む)、車両借上料、自動車損害保険料、自動車重量税等）については、該当車両の現在の所管課等で必要額を適切に見込み、各所管課等から予算要求を行ってください。財務課において、当該予算を総務課予算へ組み替えます。

なお、予算の組替え作業を円滑に進めるため、財務会計システムでの要求入力の際に「どの経費が組替え対象の予算か」を容易に識別できるよう、配慮願います。

６　三次要求経費の見積もり方針について

（１）要求対象経費について

市長選挙の実施年であることを踏まえて、選挙公約等に関連する新規・拡充事業経費のみを要求対象とします。

なお、三次要求に対する要求方法等の詳細は、市長選挙後に改めて通知します。

（２）事業内容の精査について

要求に当たっては、事前に新市長へ事業の詳細を確認し、必ず具体的な内容の検討及び十分な制度設計等を行った上で要求してください。

７　事務事業の見直しについて

予算の重点化等を図るため、平成２８年度当初予算編成から事務事業の見直しを強化しています。引き続き、令和９年度当初予算においても取組を継続しますので、既存事業の見直しにより、予算要求上限額を厳守してください。

（１）各課等による事業見直し提案について

事務事業の見直しは、次に示す視点と手法により実施します。各課等において、ゼロベースでの抜本的な事務事業の見直しについて積極的に検討し、一般財源ベースでの事業費の削減・圧縮に努めてください。なお、該当事業は一次・二次の要求区分ごとに「事務事業見直しシート」（当初予算要求調書様式第１０号)を提出してください。

【事務事業見直しの視点】

・社会情勢の変化等により市民ニーズが低下しているもの
・民間企業に任せられるもの
・事業開始時に設定した終期を迎えたもの
・既に所期の目的を達成したにも関わらず、明確な理由なく継続しているもの

・おおむね３年以上実施してきたが、事業の成果等に疑問があるもの
・類似する事務事業を新たに立ち上げた状況にあっても、既存事務事業の統廃合を行っていないもの
・所管事業の中で優先度が低いもの
・事業による受益者が少数あるいは特定の市民・団体に限られるもの（※公平性の観点から、事業を見直すことが望ましい）
・近年の機構改革に伴い、重複や過剰となる事務費・事業費のほか、車両・設備・備品等で余剰が見込まれるもの

【事務事業見直しの手法（優先順位）】

事務事業の見直しは、次の手法により実施します。

① 事務事業の廃止又は統合
② 事務事業内の要素（一部）の廃止又は統合
③ 事務事業に係る経費の削減
④ 事務事業の休止

（２）市長指示事項及び成果検証事業について

「市長指示事項」及び「成果検証事業」については、令和８年７月６日付けみらい第５１７号「令和８年度市長指示事項等における副市長ヒアリングの実施について」及び令和８年６月９日付け総第８２５号「過年度市長査定案件に係る事務事業の成果検証の実施について」に従って対応してください。

（３）事業見直しに向けたスケジュールの作成について

市長指示事項等で廃止を含む事業見直しの指示があった場合において、市民周知に一定の期間を要する等の理由により、令和９年度当初からの見直しの実施が困難な場合は、市長査定において最終的な見直しまでのスケジュールを示してください。その際、必要以上の期間を設定せず、最短のものとなるよう留意してください。

８　留意すべき特定財源について

（１）ふるさとしばた応援寄附金

前年度に引き続き、ふるさとしばた応援寄附金の趣旨に合致する事業については、当該年度の寄附金を財源として活用します。充当事業については、各課等からの要求等を勘案し、予算編成過程において選定します。

（２）過疎地域持続的発展特別事業債（いわゆる「過疎債（ソフト分）」）

（１）と同様、限られた財源を有効活用するため、趣旨に合致する事業を予算編成過程において選定し、活用事業及び充当額を調整・決定します。なお、他の市債と異なり、過疎債（ソフト分）は国から発行限度額が示されているため、対象事業費が増加しても活用可能額は増加せず、結果的に一般財源負担額が増加する点に留意してください。

（３）特別交付税のうち「定住自立圏構想の推進に要する経費」

他の特定財源や特別交付税（以下「特交」という。）と異なり、本特交には措置上限額が設けられています。また、本特交は「連携中枢都市圏構想の推進に要する経費」に対する特交と措置上限額を共有（※対象事業費を両圏域分で合算し、同じ上限額の範囲内で措置）するものです。

過去の当初予算編成では措置上限額を大幅に超過する要求があり、一部の事業費について減額調整を行いました。今後も「圏域全体で必要な生活機能等を確保するために実施する事業」という、制度本来の趣旨に合致した事業提案がなされる見込みのため、制度本来の趣旨にそぐわない事業については、要求どおりの予算措置とならない可能性を考慮した上で事業計画を検討してください。

なお、本件に関する予算要求については、後日、みらい創造課より発出される定住自立圏における連携事業等の照会に基づき、みらい創造課へ報告する内容と整合を図ってください。

（４）新潟県職員互助会が実施する「公益事業（地域振興助成）」

毎年、当初予算編成後に新潟県新発田地域振興局から通知される助成金であり、『県民福祉の増進に資することを目的とした地域振興事業』に対して、新潟県職員互助会が助成を行うものです。令和９年度に実施を予定している事業で、対象要件に合致するものがあれば、本助成金の活用について積極的に検討してください。

詳細は、令和８年４月８日付けみらい第６２号―２「令和８年度公益事業（地域振興助成）の実施について」を参照願います。

※ 上記のうち（１）～（３）については、毎年、活用事業や充当額の見直しを行っています。いずれも確約された財源ではなく、各課等の要求時点ではシーリング達成状況の算定に影響しない財源ですので、対象事業費を過大に見込むことなく、適正な事業規模で要求してください。

９　歳入の見積り方針について

（１）財源の確保

新規事業はもとより、既存事業においても、財源確保の意識を強く持ち、国・県等の各種補助メニューについて積極的な情報収集に努め、有利な特定財源の活用により一般財源の削減に努めてください（資料３「令和８年度　各種事業補助率・出資金・融資制度の概要」参照）。その際に、補助メニューを最大限活用できるよう、補助対象となる事業費の精査はもちろんのこと、必要に応じて仕事のやり方や体制等を見直して補助対象事業費を増額する等の創意工夫をお願いします。

また、特定財源は適正に見積もり、一般財源を過少に見積もることのないよう留意してください。**予算措置後に特定財源額が予算額を下回った場合は、特定財源の実績見込額に見合った事業規模となるよう事業内容を見直し、当初予算で措置した以上の一般財源を執行しないことを原則とします**。歳出予算が措置されているからといって、財源（歳入予算）を無視した予算執行については、これを固く禁じます。やむを得ず予算執行をしなければならない場合は、財務課への事前協議を徹底してください。

（２）県財政の動向

県では、令和元年１０月に「新潟県行財政改革行動計画」を策定し、毎年度ローリングを行いながら、歳出歳入改革等の取組を進めています。特に、令和４年度決算を受け、県が起債許可団体となったことから、県の予算編成においても厳しい状況が続くと見込まれます。今後の県の動向に十分留意し、積極的な財源確保に努めてください。

特に、県単独の補助事業については、直近の交付状況を適正に予算へ反映するとともに、事業の継続・見直しの動向を適切に把握してください。**県の事業が廃止又は縮小となる場合には、原則、当市の事業についても廃止・縮小とします**。

１０　予算調整（査定）について

新発田市予算規則第６条の規定に基づき、財務課長が本方針と照らし合わせて、事業内容及び予算要求額等を確認します。また、国の地方財政計画や各種制度の見直し状況等を勘案しつつ、歳入・歳出要求に基づいた一般財源不足額を把握し、「優先度の視点」、「予算の重点化」及び「事務事業の見直しの視点」を踏まえ、また、「経費分類別の要求基準」を満たしているか等を精査した上で、各事務事業の調整案を作成して市長に提出します。最終的な予算案は、令和９年１月に実施する市長査定（別途通知）により決定します。

なお、新規事務事業等に係る「提案書」については、予算要求から市長査定までを通じて、予算編成等の過程における意思決定手段として活用を図ることから、十分に内容を精査した上で作成してください。また、予算要求額の訂正を行った場合は、提案書も合わせ

て訂正する等、予算要求額と「提案書」に記載する当該年度事業費を必ず一致させるよう、留意してください。

１１　その他

予算要求に際し、次に示す取組事項も念頭に置きながら、積算等を行ってください。

（１）脱炭素社会実現への取組について

公用車等の更新や購入が必要と判断する際には、まずは公用車の台数削減について十分検討してください。「７　事務事業の見直しについて」の観点を踏まえつつ、現在の体制・人員を前提に車両台数を維持・更新することなく、車両の処分（売却及び廃棄）や、他課等への譲渡及び他課等との共用等について積極的に検討してください。その上で環境負荷と経費削減とのバランスを考慮しつつ、必要最低限の台数・スペックで予算要求を行ってください。

また、施設の新築・大規模改修の際は、令和３年１１月１６日付け環第１３９７号「市有施設における新築・大規模改修の際の省エネルギー化の基準について」に留意してください。

なお、公用車における電気自動車の導入や充電設備の整備、施設照明のＬＥＤ化等に加え、令和８年度からはハイブリッド車の導入経費についても、脱炭素化推進事業債の対象となりました。公用車の入替えや照明設備等の更新に当たり、当該市債を始めとする有利な財源の活用について、積極的に検討してください。

その他の財源については、環境省のホームページに「地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み」（※）として掲載されていますので、財源確保のため適宜参照してください。

※　環境省ホームページ：https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/

（２）グリーン購入の推進について

（１）同様、環境への影響と経費削減とのバランスを考慮しつつ、可能な限り環境負荷軽減に寄与するグリーン購入適合品（環境物品）を購入してください。

（３）木材利用の促進について

「新発田市建築物等における木材利用の促進に関する方針」（令和５年４月１日）に定めるとおり、地球温暖化防止や循環型社会構築等に資することを目的として、市有施設や民間建築物等における新潟県産材又は市産財を利用した木造化及び木質化等に率先して取り組んでください。

（４）公用車へのドライブレコーダー設置について

運転者の安全意識の向上や事故件数の削減効果、防犯対策の強化の観点から、車両の入替え（購入・リース共）等に合わせて、ドライブレコーダーの設置について積極的に検討してください。

（５）授産品の購入等の推進について

障害者優先調達推進法の規定に従って、公共団体としての責務と経費削減とのバランスに配慮しつつ、可能な限りにおいて障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進してください。

（６）デジタルツールの積極的な活用について

当市では、ｋｉｎｔｏｎｅやＡＩ－ＯＣＲ、電子申請システム、ＲＰＡ、ＡＩ会議録システム等のデジタルツールを導入し、デジタル化による業務改善・省力化等を推進しています。国全体で人口減少社会を迎え、働き手の不足が顕著となる中、人海戦術等の従来の仕事のやり方では、適正な業務遂行がますます困難となっていきます。将来的に、市全体として組織をスリム化し、各課等へ配置される職員（※会計年度任用職員を含む。）の数が減っていくことを前提に、既存の業務フローを見直し、デジタルツールを積極的に活用するよう、検討を進めてください。また、システム導入及び更新の検討や人件費の積算に際しては、各デジタルツールの活用についても比較検討してください。

（７）消費税減税に伴う対応経費の予算要求について

令和９年４月１日から、飲食料品の消費税率が８％から１％に引き下げられる見込みです。これと連動して、国が「就業者負担軽減支援金」の導入について検討していますが、これ以外にも他の給付費における制度改正や、当市で使用する各種システムの改修が必要となる可能性が考えられます。消費税減税に伴う対応については、今後、国・県から詳細な情報が示されるものと想定されますが、各課等においても情報収集に努め、遺漏なく必要経費を要求してください。

また、食糧費や賄材料費、消耗品費等の一部の科目については、必要額の減額が見込まれます。消費税減税による減額影響を適切に見込み、予算要求を行ってください。

なお、予算要求期間後に要求訂正が必要となった場合は、５（10）に記載のとおり、財務課へ要求訂正の連絡を行ってください。